

砂川市ジョブスタ応援企業登録事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、若者の採用、育成及び働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業を市が砂川市ジョブスタ応援企業（以下「応援企業」という。）として登録し、支援することにより、仕事人生のプランを自ら設計するキャリアデザインの推進や地域の担い手となる労働者の確保、雇用の創出並びに若者の定着を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 市内に事業所を有し、従業員1名以上を雇用する法人又は個人事業者をいう。
- (2) 若者 概ね35歳以下の者をいう。

(申請)

第3条 応援企業として登録しようとする企業は、砂川市ジョブスタ応援企業登録申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）により、市長に登録の申請をするものとする。

(登録等)

第4条 市長は、前条に規定する申請があった場合において、応援企業への登録を適当と認めるときは、砂川市ジョブスタ応援企業台帳（別記第2号様式）に登録し、砂川市ジョブスタ応援企業登録証（別記第3号様式）を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により登録した応援企業の取組を市ホームページ等に掲載するとともに、活動に必要な情報を電子メール等で提供することにより、応援企業の拡大及び普及啓発活動を行うものとする。
- 3 第1項の規定により登録を受けた応援企業は、市が定める本事業に関するシンボルマークを使用できるものとする。

(取組状況の報告)

第5条 応援企業は、砂川市ジョブスタ応援取組状況報告書（別記第4号様式）により、毎年度の取組状況を、毎年度4月30日までに市長に報告するものとする。

(登録の取消し)

第6条 市長は、応援企業が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による登録を取り消すものとする。

- (1) 砂川市ジョブスタ応援企業登録辞退書（別記第5号様式）により、市長に登録の辞退を申し出たとき。
- (2) 廃業により前号の申出を行うことが困難なとき。
- (3) 応援企業として適当でないと市長が認めるとき。

(変更の届出)

第7条 応援企業は、申出書に記載した事項について変更があったときは、砂川市ジョブスタ応援企業登録変更届（別記第6号様式）により市長に届け出るものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。